

国内募集型企画旅行取引条件説明書面・契約書面

(旅行業法第12条の4による取引条件の説明書面及び12条の5に定める契約書面の一部となります)

□ 旅行のお申込み方法及び契約成立時期

電話、郵送、ファクシミリ等の通信手段(以下「電話等」)によるお申込みを受け付けます。当社が契約の締結を承諾し申込金(旅行代金の全部または一部)を当社が受領したときにお客様との旅行契約が成立します。

□ お申込み条件

①20歳未満の方がご参加の場合は保護者の同意書が必要です。
②身体に障害をお持ちの方で特別の配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能かつ合理的範囲でこれに応じます。なお旅行者からのお申し出に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は旅行者の負担とします。

□ 旅行契約内容・旅行代金の変更

①当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。また、その変更にとりも旅行代金を変更することがあります。

②著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅を超えて利用する運送機関の運賃・料金改定があった場合は、旅行代金を変更することがあります。

増額する場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目よりも当たる日より前に通知します。

□ 取消料(コース内容により異なる場合がございます。パンフレットをご確認ください)

①お客様はいつでも下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。
②当社の責任とならないローンの取扱い上の事由に基づきお取消しになる場合も、下記取消料をお支払いいただきます。
③お客様のご都合でお申込みの旅行の旅行開始日、コースの変更をされる時は、お客様から契約の解除があったものとして、所定の取消料を申し受けます。
④取消料がかからない場合(お客様による旅行契約の解除)

(a) 契約内容に「旅程保証」の変更保証金の支払い対象に該当する変更及びその他の重要な変更があったとき。
(b) 著しい経済情勢の変化等による運送機関の運賃・料金改定によって旅行代金が増額されたとき。
(c) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、その他の事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な旅行の実施が不可能となり又は、不可能となるおそれが極めて大きい時。
(d) 当社の責に帰すべき事由により当初の日程どおりの旅行実施が不

旅行契約の解除期日	取消料(おひとり)	
	日帰り旅行	左記日帰り旅行以外
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって		
[1]21日前にあたる日以前の解除	無料	無料
[2]20日前に当たる日以降の解除 ([3]～[7]を除く)	無料	旅行代金の20%
[3]10日前に当たる日以降の解除 ([4]～[7]を除く)	旅行代金の20%	旅行代金の20%
[4]7日前に当たる日以降の解除 ([5]～[7]を除く)	旅行代金の30%	旅行代金の30%
[5]旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%	旅行代金の40%
[6]旅行開始の当日の解除 ([7]を除く)	旅行代金の50%	旅行代金の50%
[7]旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%	旅行代金の100%

可能になったとき。

□ 当社による旅行契約の解除

①人数が最少催行人員に満たない場合。
この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行については3日目)に当たる日より前に旅行中止の通知をいたします。
②申込み条件の不適合。
③病気、団体行動への支障をきたすとき。
④その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

□ 添乗員有無(専門ガイドがつくコースも一部ございます)

添乗員同行表示コースは添乗員が同行いたします。添乗員の行うサー

ビス内容は、原則として確定書面に定められた日程を円滑にするために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従っていただきます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

□ 当社の責任

当社は、当社または手配代行者がお客様に損害を与えた時は損害を賠償いたします。

お荷物に関係する賠償限度額は15万円。(ただし当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)また次のような場合は原則として責任を負いません。

お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

□ 特別保証

当社は、お客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により、死亡補償金として国内旅行1,500万円、入院見舞金として入院日数により国内旅行2～20万円、通院見舞金として通院日数により国内旅行1～5万円、携帯品にかかる損害補償金15万円を限度とします。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行目的地的変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の編組	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
7. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

(ただし、補償対象品1個又は一対あたり10万円を限度とします)

□ お客様の責任

①当社はお客様の故意又は過失により損害を被ったときはお客様から損害の賠償を申し受けます。
②お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・業務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
③お客様は旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行先で速やかに当社または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

□ 旅行条件基準日

この旅行条件は2019年12月1日現在を基準としています。

□ 個人情報の取り扱い

当社は、旅行申込の際にいただいた個人情報について旅行者との間の連絡のために利用させていただく他、旅行者がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービス受領の為の手續に必要な範囲以内で利用させていただきます。※この他、当社は商品やツアーのご案内、統計資料の作成に利用させていただきます場合があります。当社は、当社が保有する個人データのうち、氏名、住所、電話番号、又はメールアドレスなどのお客様のご連絡に必要となる最小限の範囲のものについて利用させていただきます。

この旅行に参加されるお客様の契約内容・条件は、当社の「旅行業約款」によります。詳しい内容につきましては担当者にたずねてください。

[旅行企画実施] (一社) 魚沼市観光協会
新潟県知事登録旅行業第地域-365号 全国旅行業協会正会員
新潟県魚沼市吉田1144
TEL 025-792-7300 FAX 025-792-7200
[募集型企画旅行実施可能区域]
魚沼市・南魚沼市・小千谷市・長岡市・十日町市・三条市・
福島県只見町・松枝岐村・群馬県片品村